平成２６年（フ）第１１３号
福岡県嘉麻市上臼井446番地１　碓井小太郎団地15号
債務者　藤浦　和久
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３６７号
大分市泉町６番１号　セゾン泉町101
債務者　永井　伸司
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２号
兵庫県南あわじ市湊129番地１
債務者　池邉　耕一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第７９号
山口県岩国市周東町下久原1260番地
債務者　宮本　則之
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第８８号
山口県岩国市黒磯町２丁目15番32―205号
債務者　長岡　輝武
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１１７２号
埼玉県新座市栄４丁目５番43号　コーポ栄202号室
債務者　増渕　涼子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２７号
さいたま市緑区大字中尾3063番地
債務者　齋藤　弘美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６４号
愛知県小牧市中央４丁目94番地　オアシスパーク21―205号
債務者　松本ロジェリオこと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＲＯＧＥＲＩＯ　ＨＩＲＯＳＨＩ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８７号
神戸市須磨区離宮前町２丁目５番12号
債務者　谷野三枝子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０８号
神戸市中央区熊内橋通４丁目２番６号　池田文化302
債務者　松尾電工こと　松尾　　太
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６９号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　114棟302号
債務者　松岡　正博
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７４号
長崎県長崎市宿町221番地１　市営宿町第２アパート11棟204号
債務者　井上　静子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市松川３丁目14番１号　やよい荘Ａ402
債務者　小橋川　功
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３３９号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地北棟106
債務者　山口　章江
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０９号
千葉県袖ケ浦市神納1166番地５　ニューコーポ優Ｂ104号
債務者　東　　孝一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１１号
千葉県君津市久留里市場840番地　新町団地９号、住民票上の住所千葉県君津市久留里市場840番地　新町団地
債務者　秋森美智子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６０号
京都府与謝郡与謝野町字後野751番地
債務者　西脇　佑樹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
京都地方裁判所宮津支部